

第24回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第24回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成24年5月26日(土) 10:00~11:35
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 田嶋契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 平成24・25年度入札参加資格認定状況報告
- ② 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成23年度下半期執行分)
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成23年度下半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成23年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ⑤ その他
 - ・ 予定価格, 最低制限価格の公表について

2 提出資料

資料(1) 平成24・25年度指名競争入札参加資格認定件数

資料(2) 契約検査課所管公共工事入札状況

参加業者・落札業者区分別一覧表

予定価格段階別一覧表

契約検査課執行入札状況及び随意契約内容一覧表平成23年度下半期
(平成23年10月~24年3月)

資料(2) 1 ~4

抽出事案関係書類(写し)

参考 契約検査課所管公共工事入札状況【落札率95%以上】

資料(3) 入札参加資格停止等の運用状況一覧表【平成23年度下半期】

資料(4) 随意契約のサンプリング調査の実施について

資料(5) 予定価格・最低制限価格の公表時期について

3 審議経過

(1) 入札・契約手続の運用状況等（平成23年10月～24年3月）を報告

- ・ 公募型指名競争入札 4件
（うち、簡易公募型指名競争入札によるもの1件）
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 54件
- ・ 随意契約方式 15件

【資料（1）平成24・25年度入札参加資格認定状況報告】

(事務局)

2年に1度資格申請受付を行い、平成23年11～12月にコンサル・物件（役務）、平成24年1～2月に工事の申請受付を実施しました。登録件数は物件（役務）1,440件、前回は90件増、コンサル497件、前回は40件減、建設工事1,199件、前回は30件減。合計3,136件、前回は20件増でした。

(委員による質疑・意見)

物件関係が増えているのはどういったことが考えられますか？

(事務局)

芦屋病院の建替に伴う関係ではないかと思われます。

【資料（2）入札・契約手続の運用状況等の報告（平成23年度下半期執行分）】

(事務局)

平成23年10月1日から平成24年3月31日までに指名競争入札の工事が53件、入札中止が5件ありました。入札中止の内訳は建築工事3件、鋼構造物工事1件、電気工事1件です。

指名競争入札の設計等業務委託5件、その他の業務委託21件入札を行いました。

随意契約工事15件、設計業務委託3件、その他の業務委託7件ありました。

電子入札については、平成22年度55件、平成23年度は70件執行しました。

平成23年度は土木・舗装・建築・造園の4工種に加えて8月以降は電気工事についても電子入札を行いました。

平成23年度下半期の500万円未満の入札25件、平均落札率81.52%、平成23年度平均落札率81.01%、前年度と比べると約3%落札率は下がっています。1,000万円以上3,000万円未満の案件について、平成23年度下半期では11件入札を行い、平均落札率は79.07%、平成23年度平均落札率78.60%で前年度より約3%下がっています。平成23年度下半期の平均落札率は77.88%で平成23年度平均落札率は78.74%となっており、前年度より約2%下がっています。平成20年度以降は平均落札率80%前後で推移しています。

市内業者のみでの入札執行は、平成23年度下半期は33件、平均落札率76.63%、平成23年度平均落札率77.90%、前年度と比べると約4%下がり、市内業者間でも落札率が下がっています。

抽選により落札決定した件数は、平成23年度下半期13件でした。平成23年度平均落札率は74.17%で前年度より約7%下がっています。

(委員による質疑・意見)

入札中止が多いですが、どうしてでしょうか？

(事務局)

入札中止は、建築工事3件、鋼構造物工事1件、電気工事1件でした。宮塚公園便所棟建替工事は簡易公募型指名競争入札としましたが、参加者がなく入札中止となりました。その理由は、東日本大震災の影響で資材入荷が難しかったと業者から聞いております。

(委員による質疑・意見)

入札中止となった簡易公募型の対象は市内業者に限っていますか？

(事務局)

市内業者はCDEランク、市外業者についてはDランクの業者が参加できます。ホームページにも掲載していました。

(委員による質疑・意見)

簡易公募型だと参加がなく、公募型だと参加があるのは？

(事務局)

簡易公募型の案件の参加対象業者は市外業者15者程度、公募型の参加対象業者は40者前後です。

(委員による質疑・意見)

入札中止になった川西運動場便所棟改修工事はどうですか？

(事務局)

市内業者を5者指名しましたが参加者数不足により入札中止となり、川西運動場便所棟バリアフリー改修工事として入札を行い、前回辞退しなかった業者が落札しました。

辞退者からは「契約が年末であり年度末工期の手持ち工事がある」とのことでした。

(委員による質疑・意見)

鋼構造物工事である中央緑道5号橋他2橋修繕工事の入札中止も手持ち工事の関係ですか？

(事務局)

11月下旬に入札中止となった案件です。辞退理由のほとんどが手持ち工事の関係で技術者を配置できないということで1者を除き辞退となり、12月中旬に入札を行いました。

(委員による質疑・意見)

この規模の工事であれば、より下位ランクの業者のほうが良いのではないですか？

(事務局)

市内業者はEランクまで参加可能です。下位ランクの業者は公募型に応募するという感覚が薄いと思われれます。

(委員による質疑・意見)

公募型募集はホームページ掲載するだけで、業者に案内はしないのですか？

(事務局)

建設新聞等への掲載・窓口に関連用資料を設置しています。

(委員による質疑・意見)

入札中止により仕切り直したら、工事完成は2ヶ月ぐらい遅れますか？

(事務局)

約2ヶ月は遅れています。

(委員による質疑・意見)

公共工事の落札率は約70～80%前後に落ち着いてきています。

(事務局)

平成21年度から市内業者の優先枠を1,000万円から3,000万円にしたので、平成20年度より21年度の発注件数・請負件数が増えています。発注が増えたので落札率が下がったのかと思います。

【資料(2)1 宮塚公園便所棟改築工事について】

(事務局)

入札方式については公募型指名競争入札です。種別は建築工事、工事概要は解体による建替えです。入札参加資格は、芦屋市内に本店を有する者は1,014点以下のBランクまでです。入札中止の経過がありましたので、市内の建築業者が参加できるものとししました。市外業者についてはC・Dランクが参加対象となる案件です。

市外業者5者の参加申請がありましたが、入札時に3者が辞退し、2者での入札、最低制限価格落札という結果でした。辞退3者のうち2者については、他工事受注により技術者配置ができなくなったという理由でありました。

(委員による質疑・意見)

市内業者の申請が無かったのは予定価格が低いからですか？

(事務局)

市内業者については、手持ち工事の関係や工事費が合わないということだそうです。

工事費については同一の基準を用いる他市では同現象は見られず、市内業者数の違いによるものとの思考されます。

工事費の開きはこちら数年見られ市内業者からの聞き取りにより資材単価見積が相手先別の二重価格提示となっている事例があります。

建替工事は手間が掛かり、利益率が低いとのことです。8,000万円程の三条集会所新築工事では十数者の参加申請があり、そのほとんどの業者が最低制限価格での応札となり、くじ引きで決定しました。

(委員による質疑・意見)

本当に採算が合わない案件があるのではないのでしょうか？ 全体的な資材価格の上昇、東北の震災またはタイの水害の影響でしょうか？

(事務局)

上半期は顕著に震災の影響が出ていたようです。特に空調機器の入荷が分からない状態が続き、そのために入札中止もありました。

【資料(2)2 阪急芦屋川駅北広場便所棟改修及び増築等工事について】

(事務局)

工種は建築工事で、工事概要は駅北側の便所改修で既存躯体を残し増築するものです。市内業者7者での案件でしたが、6者辞退で入札中止となり、県内業者を加えた7者で入札執行し、当初辞退しなかった市内業者が落札しました。

(事務局)

駅前の特性として人の往来が多く公共交通機関停留・送り迎えの乗用車の停車等により工

事車両の乗り入れが難しいという辞退理由がありました。

(委員による質疑・意見)

安全確保のための警備員は積算に入っていないのですか？

(事務局)

仮囲いを指定仮設としているため車両の出入り管理用の警備員は計上していますが、設計以上の安全費を見込んだと思われま。

【資料(2)3 市道397号線道路改修工事について】

(事務局)

工種は舗装工事で、予定価格約200万円の工事です。

市内業者だけで発注できる案件です。工事施工場所の道路幅員がかなり狭く、工事車両の切り返しもできません。市内業者5者指名し、5者とも100%入札です。

落札率の高い案件は、請負業者から積算内訳書の提出及び内容聞き取りを実施しています。

県の積算基準により機械施工での積算です。請負業者は施工場所の状況から機械施工でなく人力施工で積算し、実際も人力施工としたとのこと。

(委員による質疑・意見)

請負業者は、見合った重機等を所有していなければ調達する必要があります。結果人力施工の方が安くなったでしょう。

【資料(2)4 芦屋市聖苑バグフィルターACF及びろ布交換工事について】

(事務局)

工種は機械器具設置工事で、契約方法は随意契約です。斎場が平成17年2月に完成してから初めてのフィルター等を交換するという案件です。施工については特許・性能保証の観点から建設当時プロポーザル方式で決定された業者と契約を行いました。契約金額は1,350万円、請負率は98.6%です。

(委員による質疑・意見)

特許等に関係する案件であるためにこの業者でしかできないですね。

【その他 落札率95%以上の入札について】

(事務局)

平成23年度は全体で7件です。

(委員による質疑・意見)

以前に比べて減少しています。多くはやむを得ないケースと思われま。以前は落札率が95%以上ということが頻繁にありました。時代が変わり、競争性が発揮されています。大手は談合決別宣言、芦屋市では入札改革があり、市内業者のみの入札の場合も落札率は下がっています。

【資料(3) 入札参加資格停止等の運用状況】

(事務局)

播水工業(株)は建設業法違反です。東播磨県民局から営業停止がなされ、それにより芦屋市では5ヶ月の指名停止を実施しました。

【資料(4) 随意契約のサンプリング調査の実施について】

(事務局)

平成23年度第3・4四半期、130万円未満の随意契約が対象です。第3四半期37課

304件のうち用地管財課5件・市民センター2件、第4四半期32課182件のうち生涯学習課3件・防災安全課2件を抽出案件としました。ガイドラインに基づき職務権限規程を改定しましたが一部承認漏れがありました。しかし支払時の指摘により再処理となった案件があります。これは事務職員による工事・委託関係にかかる不慣れもあったようでその都度改善指導しております。事務職員にとって予定価格の設定が難しいということがあるようです。その際には当該工事に係る専門職部門に相談するよう指導しています。

(委員による質疑・意見)

予定価格の設定が難しいというのは、参考見積等を徴収し、予定価格を算定しているのですか？

(事務局)

そのような事例はあり、その内容から事務職員が積算している部署があるようです。

(委員による質疑・意見)

事務職員の課長は業者から見積書を徴収し、その見積書を基に発注しているということですか？

(事務局)

当該工事に係る専門職部門で審査を受けてから実施決裁・見積合せをするように指導しています。

(委員による質疑・意見)

別の自治体は3者程度見積を取り、6掛けや7掛けにしているのではないですか？

(事務局)

業界にもよりますが、医療業界では建前価格提示が一般化しているようです。外資系は外国の価値観と伝統でそれを出してきます。後はディーラーがどこまで力があるかどうかです。

【資料(5) 予定価格・最低制限価格の公表時期について】

(事務局)

芦屋市は予定価格・最低制限価格共に事前公表です。県・国は事後公表です。阪神7市の状況は、尼崎市は事後公表、西宮市は順次事後公表に移行中です。宝塚市は事前公表、伊丹市・川西市・三田市・猪名川町については、最低制限価格のみを事後公表しています。前回の監視委員会で「公募型等で最低制限価格の事後公表を試行的実施」というご意見をいただいていた。本年度は試行的実施に向けて検討していますが、宝塚市は芦屋市と同様数年前に逮捕事件が起きています。事後公表にするに当たっては、職員に働きかける業者が出てくる可能性があるということで、透明・公平を優先し、職員を守るという姿勢を崩していません。他市では指名停止基準に「職員に対して不当に情報提供要求等の働きかけを行ったと認められるとき」等の項目を設置し、職員を守りながら事後公表へ移行しています。指名停止基準に項目を増やしたとしても、明らかな働きかけでなければ、指名停止基準を適応するかどうかはかなり難しいと思われま。

本市では2年前の事件の経緯から透明・公平を優先し、事前公表を継続した方が良く考えています。

(委員による質疑・意見)

他市では事後公表に移行したら働きかけがあったのですか。

(事務局)

職員への働きかけがないとは言えないようです。最低制限価格を事後公表に変更することについて本市の工事担当課長に聴き取りしたところ、3分の1程度が「少し不安がある」「現在働きかけがないのは、全て事前公表しているから。事後公表に移行すると働きかけがあるかもしれない」とのことでした。3分の2は「大丈夫だろう」ということです。

(委員による質疑・意見)

公表は当面現状維持とします。政令指定都市は国の流れで事後公表ですが、職員が巻き込まれないようにするには事前公表が良いでしょう。こちらは要検討課題とします。

(事務局)

国や県も事後公表であるという大義名分もあります。現在事前公表していることで、極端に市民の利益を損なっているという事例がありません。

(委員による質疑・意見)

事後公表の試行的実施は保留にします。

閉会